

税制のEBPMに関する専門家会合（第3回）終了後の記者会見議事録

日 時：令和7年5月21日（水）12時21分

場 所：財務省第3特別会議室

○事務局

本日は第3回の税制のEBPMに関する専門家会合が開催されました。本日の議題は、所得税の関係の租特として住宅ローン控除・リフォーム税制、そして、セルフメディケーション税制の検証について議論を行っていただきました。

住宅ローン控除・リフォーム税制については国土交通省から、セルフメディケーション税制については厚生労働省から、効果検証に関するプレゼンテーションを行った上で委員の皆様から様々な御意見を頂戴したという流れでございました。事務局といたしましても、租特については基本的に特例措置、特別措置ということでございますので、不断の検討が必要であると思っております。

本日の議題である住宅ローン控除・リフォーム税制、セルフメディケーション税制についても、その効果の検証というところの議論がメインでしたけれども、今後、本日の御意見も踏まえて各省庁でさらに効果検証を深化させていただいて、EBPMの取組を推し進めていくこと、また、EBPM、その効果検証をするだけではなく、それに基づいて政策に反映していくというプロセスを確立していくことが重要であると認識をしております。

私からは以上です。

○記者

この2つのテーマを取り上げられた経緯、狙いみたいなものがございましたらお願いします。

○事務局

この2つの税制については、期限を迎えますので今年の年末の税制改正プロセス、令和8年度の税制改正プロセスの中で、議論がなされる予定です。その上で、住宅ローン控除につきましては、令和4年度の税制改正法の国会審議の際に附帯決議として、しっかりと効果検証するようという宿題を国会のほうからいただいております。それから、セルフメディケーション税制につきましては、令和3年度の与党の税制改正大綱におきまして、期限を迎えるまでに効果検証をするようという形で宿題をいただいていたという背景と、来年、期限切れを迎え、今後議論になるということを踏まえ今回対象にしたところ です。EBPM自体は基本的にはというか、原則としてはやはり全てのものに対してやっていくことが大事だと思っております。特に関心の高いような税制については、その中でも優先的にやっていくということで、この2つに限らず、もう少し対象を広げながら議論をしていただく必要はあるのだろうと思っております。

○記者

今の御説明の中で、対象を広げながら議論ということでしたが、今後こういった税制を組上に挙げることを考えていますか。

○事務局

今の時点でこれだということを決めているわけではないのですが、各省ともいろいろ話をさせていただきながらということになるかと思います。EBPM自体、検証自体は必ず税制改正の要望いただくときには我々、政策評価的な話というのを要望事項の中に効果の検証とか政策意義であるとか何のためにやるのか、ということは必ず提出していただいていますので、そこにつなげていくという意味では全ての租特についてそういうことをやるということになるわけなのですが、その中でも今の時点で個別にこれだと申し上げることはできないですが、各省と話をさせていただいて、今後準備が整えば専門家会合でも御議論いただきたいなと思っています。今の時点でこれだと言うことはできないのですが、幅広くやっていただく中で特に御関心、注目の高いものについて準備の整った時点で御議論いただく、そういうイメージでいます。

○記者

住宅ローン控除・リフォーム税制とセルフメディケーション税制、それぞれ減収規模はどの位でしょうか。

○事務局

住宅ローン控除につきましては、所得税で大体8,000億円程度です。セルフメディケーション税制に関して申し上げますと、これは減収額は僅少であります。住宅リフォーム税制についても減収額は僅少です。

○記者

住宅ローン減税だと税額控除になっていて減収額を算出しやすいと思うのですが、セルフメディケーション税制は所得控除になっていると思うのですが、所得控除であっても減収額は算出できるものなのでしょうか。

○事務局

いずれにしても一定の推計ということになりますが、まず控除の金額はある程度統計的な金額として取りますので、それを前提にしてその中でどれぐらいの所得の方が活用されているのかということも推計しながら計算するということにはなります。いずれにしても、先ほど申し上げたようにセルフメディケーション税制、住宅リフォーム税制については、まだそこまで適用も額として大きくないということで減収額の見積り自体は僅少といったレベルのものです。

[閉会]